# 大阪府監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、 同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年2月14日

 大阪府監査委員
 磯部
 洋

 同
 赤木
 明夫

 同
 中野
 雅司

 同
 清水
 涼子

 同
 和田
 秋夫

## 1 委員意見に対する措置

(建設 CALS システム導入による投資効果について)

監査対象機関名	大阪府都市整備部(事業管理室)、7 m 改修工営所、安威川ダム建設事務所、箕両	上木事務所、3流域下水道事務所、西大阪治水事務所、寝屋川水系 面整備事務所
監査実施年月日	平成22年10月4日から同年12月22日まで	C
	監査の結果	措置の状況
19年度までの累計で約2 の全面運用後も毎年2년 ステムの各事務所等によ の機能が当初期待された のような状況に鑑み、」 (1) 当システムの利 るが十分に活用さ するための施策を ・ 業務の効率化が	ムの導入に伴う開発・維持費用は、平成20億円を費やしており、平成20年度から 意円強の支出が見込まれているが、当シ おける利用状況を調査したところ、全て たほど活用されているわけではない。こ 以下の点について検討されたい。 J用により業務の効率化が可能と考えられ れていない機能については、活用を促進 講じられたい。具体的には、 可能と考える機能(例えば、「発注図書 を活用していない事務所等に対しては、	(活用促進に向けた取組み) 監査実施以降、事務所での利用状況、ニーズ等の把握のためにヒア リング調査を行いました。結果、機能が十分周知されていない、活用 方法がわからないなどの声が多かったことから、研修に当たっては、 業務で活用する事例を示しながら、便利さや効果を体感するように内 容を見直しました。そのうえで、広く利活用を促す研修と要望苦情等 業務に直結する機能の研修を、重点的に実施しました。 今後とも、逐次利用者のニーズを把握したうえで、活用促進に向け た研修等を引き続き実施していきます。 研修実績(平成23年1月~8月)
	実態調査した上で、各事務所等での積極	<ul><li>・全研修出席者:963名</li></ul>

的な活用を促すための研修等を実施されたい。

- ・ 当システムへの情報の蓄積が進んでいないために十分に活用しきれていない機能(例えば、地図データ上で府民からの要望苦情等を一元管理し、情報を共有することができる機能など)については、府の施設や設備あるいは府民からの要望苦情といった様々な情報の中から、府として蓄積すべき情報を選定し、当システムへ計画的に登録することにより情報の一元的管理、共有化を推進されたい。(ただし、システムへの情報登録による便益がコストを確実に上回ることが検証できる場合に限る。)
- (2) 当システムの利用によりかえって業務が非効率化するお それのある機能(例えば、様式の変更が頻繁でシステムに 適時に反映できない機能や、メールやエクセルなどの当シ ステム以外のツールで代替する方が効率的な機能)につい ては、業務の効率化とコスト削減を実現するために、より 効率的な手法を検討し、今後のメンテナンス等を中止する ことを検討されたい。(ただし、メールやエクセルなどの 当システム以外のツールを利用することにより、業務上の 処理誤りが増加するおそれがあると認められる場合を除 く。)
- (3) 当システムのような多額の投資においては、府民への説明責任を果たすためにも、投資額に見合った導入効果が実現されたかどうかに関する事後的な検証を定期的に実施し、検証結果を今後のシステム運用及び新規投資の意思決定に活用されたい。具体的には、
- ・ 投資の意思決定時に見込んだコスト削減効果が実現されたかどうかについての事後的な検証を実施されたい。
- ・ 当システムのユーザー側における利用実態を調査し、当 初期待されたとおりにシステムが活用されているかどうか についての検証を実施されたい。

要望苦情・パトロール・基礎研修計320名

・アクセス回数(平成23年度平均)要望苦情1,252回/月(22年度平均839回/月)パトロール1,013回/月(22年度平均686回/月)

なお、ボトルネックとなっていた各職員の端末機の性能について、 平成22年度末までに古い端末機が更新された結果、システムの処理速 度が向上しており、活用促進につながっています。

# (駐車場使用料の滞納対策について)

_	(紅平			
	監査対象機関名	住宅まちづくり部(住宅経営室)		
	監査実施年月日	平成22年6月17日から同年7月30日まで	C	
Ī		監査の結果	措置の状況	
	生から強制解約を行うまり、預かっている保証金後に約2カ月分から5元をに約2カ月分から5元を決して、強制解約後の整余地のある債権については、め、何ら処理が行われてに係る債権は68百万円とは、66億年は68百万円と使用料の滞納発生額抑制を検討するとともに	中の滞納時の取扱いについては、滞納発 までの期間が概ね5カ月から8カ月であ が3カ月分であることから、強制解約 カ月分の滞納債権が残ることとなる。 習促は1度しか実施されておらず、回収 には回収努力が不足している。さらに、 不納欠損処理基準を有していないた ていない。なお、平成22年6月30日現在 70百万円となっており、そのうち解約者 さなっている。 している使用者との公平性の観点から、 別と回収率向上の両面からより効率的な こ、回収不能と判断される債権について こあわせて、不納欠損処理を行う等の処	指摘を受け、再度滞納債権を精査したところ、解約者に係る滞納債権の額は58百万円でした。 この滞納債権について、実務を委託している住宅供給公社に「保証金の徴収額」と「強制解約する期間」のあり方と、強制解約後の督促継続の有効性について、問題提起し、今後の対処法について検討をするとともに、不納欠損処理については、回収不能と判断される債権について新公会計制度の導入にあわせて不納欠損引当金を計上し、滞納債権管理を効率的に行います。	

# 型を検討されたい。 2 指摘事項に対する措置

(行政財産使用料の徴収事務について)

監査対象機関名	政策企画部(空港戦略室)	
監査実施年月日	平成23年6月28日から同年8月3日まで	₹ C
	監査の結果	措置の状況
	系る使用料の徴収事務において、納期限 设定したため、使用開始の日前までに使	会計事務についての基礎基本を根拠法令に従って再履修し、間違い を犯しやすい留意点の再確認と職員個々の会計事務に対する意識及び
用料が納付されていないものがあった。		知識の向上を図るため、9月26日に会計局から講師の派遣を受け、管

理職を含め全職員に受講を義務付けた会計事務研修を実施しました。
また、事務改善として、大阪府行政財産使用料条例等の関係法令を
遵守し、同様の事象が発生しないよう、複数の職員によるチェックを
全グループにおいて徹底するなど、再発防止に努めます。

# (社会保険料預り金の滞留について)

監査対象機関名	総務部(税務室税政課)	
監査実施年月日	平成23年6月21日から同年8月5日まで	
監査の結果		措置の状況
社会保険料の本人負担分の預り金について、適切に処理を行っていなかったために、歳入歳出外現金に滞留しているものがあった。		指摘後直ちに、過年度収入(現年度の雑入)として調定を行い、歳 入歳出外現金から公金振替による払出し処理を行いました。

# (光熱水費等経費等の徴収について)

監査対象機関名	障がい者交流促進センター	
監査実施年月日	平成22年11月16日から同年12月17日まで	C
	監査の結果	措置の状況
人大阪府肢体不自由者 実施のために行政財産の に伴う光熱水費等経費が	流促進センターにおいては、社会福祉法 協会に対して、障がい児等療育支援事業 の使用許可を行っているが、施設の使用 が伺い定めにより免除されていた。ま る手続を怠っているものがあった。	(光熱水費等経費の徴収について) 光熱水費等経費につきましては、委託契約書仕様書において別途協 定書を締結することとし、当該協定に基づき実費を請求しました。 今後は、このようなことがないよう適正な事務の執行に努めます。 (物品貸付に係る手続について) 措置報告済み

# (決裁遅延について)

監査対象機関名	府民文化部(私学・大学課)	
監査実施年月日	平成23年7月11日から同年8月26日まで	
監査の結果		措置の状況

物品購入の経費支出手続において、納品までに経費支出伺の 起案及び決裁がなされていない事案があった。昨年度において も同様の指摘をしたにもかかわらず、十分な改善が見られな い。今後はこのようなことのないよう必要な措置を講じられた い。 物品購入の経費支出手続については、計画的に行えるよう、定期的に購入する物品の発注予定リストを作成し、複数名によるチェックを徹底することとしました。

また、単発で購入する物品については、システム上の経費支出手続 (決裁)を確認のうえ、物品発注等することを所属職員に徹底すると ともに、小口基金の活用など効率的な事務処理を図ることとしまし た。

今後、このようなことのないよう、適正な会計事務の執行に努めま す。

#### (委託料の精算及び検査・確認について)

監査対象機関名	福祉部(障がい福祉室)
監査実施年月日	平成23年6月13日から同年7月29日まで

#### 監査の結果

委託契約の経費支出手続において、検査調書に別表として一覧表が添付され、複数の事業が一括で記載されており、検査調書が個別に作成されていないものがあった。

また、これらの契約のうち、一つの委託事業者に複数の概算 払の事業を委託しているものについて、委託事業者から提出さ れた概算払の精算書には、複数の事業に係る人件費等の支出費 目が一括で記載されており、事業ごとの経費の内訳が不明確と なっていた。

さらに、検査調書には、これらの委託契約の履行確認に当たって、概算払の精算内容の確認が債務金額の確定の書類(証拠書類等)に基づいて行われたのかといった検査の状況や、検査書類、検査方法などが個別・具体的に記載されていないため、検査員がどのような調査をしたのか事後的・客観的に確認できない状態となっていた。

#### 措置の状況

一つの委託事業者に複数の事業を委託しているものについて、委託 事業ごとに支出状況が明確になるよう、精算書の様式を見直します。 併せて、記載内容の根拠資料を示させ、確認を行うようにします。

また、検査調書につきましては、委託契約事業者ごとに作成し、検査の状況や検査書類、検査方法などを個別具体的に記載するようにします。

今後は、このようなことがないよう適正な事務の執行に努めます。

(決裁遅延について)

監査対象機関名	吹田子ども家庭センター	
監査実施年月日	平成23年2月8日	
	監査の結果	措置の状況
1	て、業務実施期間の始期までに経費支出 いていないものがあった。	所内会議にて、会計事務担当者に対し、地方自治法、大阪府財務規 則等の関係法令を踏まえて事務処理を行うことなど、改めて経費支出 事務に関する留意点について周知徹底を行いました。 今後は、会計事務に係る研修会への積極的な参加を図るとともに、 経費支出手続において、関係法令を順守し、業務実施に当たって十分 な準備期間を設けるなど適正な会計処理に努めます。

# (委託契約の支出事務手続きについて)

監査対象機関名	健康医療部(保健医療室健康づくり課)	
監査実施年月日	平成23年6月17日から同年7月27日まで	C
	監査の結果	措置の状況
	て、委託事業の終了後に履行確認が適切 さ、概算払いにより支出したにもかかわ いないものがあった。	本件については、平成23年6月24日に行政文書管理システムにより精算処理(概算額と同額精算)を行いました。 再発防止のため、担当者及び決裁関与者が、改めて契約事務に係る関係法令等の再確認を行うとともに、他の職員に対しても本件についての周知徹底を行いました。今後このようなことのないよう、適正な会計事務処理に努めます。

# (業務委託の検査に関する不適切な事例について)

監査対象機関名	都市整備部港湾局	
監査実施年月日	平成23年7月11日から同年8月5日まで	C C
監査の結果		措置の状況

港湾局が委託した業務において、委託先が提出した業務報告書によれば契約書で定められた通りに業務を実施していないと考えられるにもかかわらず、検査に合格したとして支出が行われている事例があった。

本件については、仕様書や業務報告書の様式が契約の趣旨を的確に 反映していなかったことから、今後の契約においては、仕様書及び関係書類に業務の内容を明確に記載し、かつ、業務報告書の様式を改善 し、併せてチェックリストを作成して契約時や検査時に確認を徹底す ることにより再発防止に取り組みます。

## (業務委託の検査調書作成に関する不適切な事例について)

CRACKET PATENTENT OF ALL PATENTS OF		
監査対象機関名	都市整備部港湾局	
監査実施年月日	平成23年7月11日から同年8月5日まで	
監査の結果		措置の状況
工事又は業務委託契約においては、契約が適正に履行されたことを検査し、検査後、原則として直ちに検査調書を作成しなければならない。しかしながら、港湾局が委託した業務において、以下のとおり検査調書の作成に関する不適切な事例があった。 (1) 検査調書を作成しているものの、大阪府財務規則で記載が必須とされている「検査内容」を記載していない事例 (2) 検査調書を作成しているものの、「検査内容」の記載が「契約書及び仕様書等に記載された業務の履行の完了を確認」という定型文のみで具体性を欠く事例		検査調書における記載不備を防ぐため、チェックリストを作成しました。 今後はこのチェックリストを活用し、検査時に確認を徹底することにより再発防止に取り組みます。

## (業務委託契約書の記載事項の不備について)

監査対象機関名	都市整備部港湾局	
監査実施年月日	平成23年7月11日から同年8月5日まで	C
	監査の結果	措置の状況

港湾局が委託した清掃業務等の業務委託契約書において、以下のとおり業務対象範囲や業務を実施すべき日などを明確に定義できていない事例があった。

- (1) 業務対象範囲を示す別紙図面が契約書冊子に綴られていない事例
- (2) 契約書に添付した別紙図面における業務対象範囲の記載に誤りがある事例
- (3) 業務を実施すべき日を明確に定義できていない事例

業務対象範囲や業務実施日など業務内容を明確にするため、チェックリストを作成しました。

今後はこのチェックリストを活用し、契約時に確認を徹底すること により再発防止に取り組みます。

## (管外旅費の支給事務について)

監査対象機関名	府民文化部(私学・大学課)	
監査実施年月日	平成23年7月11日から同年8月26日まで	
	監査の結果	措置の状況
	ついて確認したところ、昨年度の監査で わらず、精算の起案を怠っているものや りがあった。	管外旅費の精算の起案については、旅行者本人からの精算報告に漏れや遅延がないよう、全職員に周知徹底を図るとともに、あらかじめ管理簿を作成し、事務処理の執行管理体制を強化しました。また、庶務事務担当者への非常勤作業員によるサポートを行うことにより、複数人でのチェックをより強化することとしました。今後、このようなことのないよう、適正な事務執行に努めます。

# (管外旅費の支給事務について)

監査対象機関名	府民文化部(都市魅力創造局文化課)	
監査実施年月日	平成23年7月11日から同年8月26日まで	
	監査の結果	措置の状況
もかかわらず、誤って行	において、往路は新幹線を利用できたに 往復航空機を利用する経路で支出したた っているとともに、航空賃の支払いを証 付のないものがあった。	過払いとなった管外旅費については、戻入処理を行い、平成23年10 月4日付けで返納されたことを確認しました。 また、航空賃を含む旅費の支出については、支出命令伺に支払いを 証明するに足る資料の添付が必要となっている旨、改めて所属内に周 知徹底しました。

今後、このようなことのないよう十分留意し、旅費支給事務の適正 な執行に努めます。

# (通勤手当の支給事務について)

監査対象機関名	商工労働部(雇用推進室労政課)	
監査実施年月日	平成23年6月14日から同年8月24日まで	
	監査の結果	措置の状況
	こついて、病気休暇等により勤務実態が かかわらず、戻入処理が行われなかった いるものがあった。	過払いとなった通勤手当については、速やかに戻入処理を行い、平成23年6月24日付で返納されたことを確認しました。 今後は、職員の勤務実態や各種申請手続の把握を徹底し、関係規則 及び通知に従い、適正な事務執行に努めます。

# (通勤手当の認定事務の誤りについて)

監査対象機関名	都市整備部(交通道路室)	
監査実施年月日	平成23年6月21日から同年8月5日まで	
監査の結果		措置の状況
通勤手当の認定事務において、最寄り駅の選択を誤ったため、同手当が過払いとなっているものがあった。		本件については、平成23年7月支給分から適正な通勤経路に是正しました。 今後、最寄り駅を選択する際、最も経済的かつ合理的な経路を確認の上、認定するよう努めます。

# (通勤手当の事後確認の手続について)

監査対象機関名	都市整備部(都市整備総務課、事業管理室、公園課)	
監査実施年月日	平成23年6月21日から同年8月5日まで	
監査の結果		措置の状況

都市整備総務課、事業管理室及び公園課における通勤の実情に関する事後確認において、乗車区間が記載されていないICカード定期券を使用している職員から使用履歴の提出を受けていない事例があり、実際の乗車区間を確認していなかった。

なお、都市整備総務課及び事業管理室において、各職員の定期券等の現物を所属長が閲覧するのみであり、所属長が何を閲覧したのかの記録が残っていないことから、今後は事後確認が適切に行われたかどうかを客観的に確認できるような方法を検討されたい。

(乗車区間が記載されていない I Cカード定期券使用職員の通勤認定区間の事後確認について)

乗車区間が記載されていないICカード定期券を使用している職員については、乗車区間の確認できる使用履歴を提出させる形で、改めて通勤認定区間の実態調査を行い、通勤の実態が適正であったことを確認しました(調査期間:平成23年7月19日~平成23年7月23日)。

(事後確認が適切に行われたかどうかの客観的確認について)

通勤の実情に関する事後確認に当たっては、所属長の事後確認が適切に行われたかどうかを客観的に確認できるよう、定期券・回数券については現物の写しを、ICカードについては使用履歴の写しを確認記録として残すこととしました。

今後も、事後確認の実施状況が客観的に確認できるよう適正に対応していくよう努めます。

## (普通財産の無償貸付について)

監査対象機関名	総務部(財産活用課)	
監査実施年月日	平成23年6月21日から同年8月5日ま	で
監査の結果		措置の状況
普通財産の無償貸付であって平成22年度末に契約更改となったものについて、貸付料の減免の根拠が不明瞭であるのに、従前どおり5カ年の長期の無償貸付で契約更改していたものがあった。		淀川右岸水防事務組合との間で現在締結中の無償貸付契約期間を5年間から平成23年度の1年間に変更しました。なお、平成24年度からは有償貸付契約に変更します。

## (財産の不適切な管理について)

監査対象機関名	中央子ども家庭センター	
監査実施年月日	平成22年12月7日から平成23年1月21日まで	
監査の結果		措置の状況

行政財産の使用手続を調査したところ、行政財産の使用に関する手続がなされていないものや、行政財産の使用料徴収に係る手続を怠っているもの、光熱水費の負担を求めていないものがあるなど、財産の管理に不適切なものがあった。

行政財産の使用に関する手続については、財産活用課と協議を行い、 平成23年度から、大阪府公有財産規則(昭和43年大阪府規則第30号)及び「委託契約に基づいて使用する室等に関する行政財産使用許可の取扱いについて(通知)」(平成23年3月22日付け財活第2557号)に基づき、障がい児等療育支援事業の委託契約書に使用箇所、面積、利用条件及び使用料の取扱いについて詳細に記載し、利用状況を明らかにすることで、同規則第25条の許可をし、許可書の交付を行ったものとみなしました。

また、光熱水費につきましては、別途、委託先の社会福祉法人との間で協定書を締結し、実費を請求いたしました。

今後、財産管理事務の執行に当たっては、このようなことのないよう 適正な事務の執行に努めます。

#### (財産の不適切な管理について)

監査対象機関名	吹田子ども家庭センター	
監査実施年月日	平成22年2月8日	
監査の結果		措置の状況
する手続がなされていた る手続を怠っているもの	を調査したところ、行政財産の使用に関ないものや、行政財産の使用料徴収に係 の、光熱水費の負担を求めていないもの 関に不適切なものがあった。	行政財産の使用に関する手続については、財産活用課と協議を行い、 平成23年度から、大阪府公有財産規則(昭和43年大阪府規則第30 号)及び「委託契約に基づいて使用する室等に関する行政財産使用許可 の取扱いについて(通知)」(平成23年3月22日付け財活第2557号) に基づき、障がい児等療育支援事業の委託契約書に使用箇所、面積、利 用条件及び使用料の取扱いについて詳細に記載し、利用状況を明らかに することで、同規則第25条の許可をし、許可書の交付を行ったものと みなしました。 また、光熱水費につきましては、別途、委託先の社会福祉法人との間 で協定書を締結し、実費を請求いたしました。 今後、財産管理事務の執行に当たっては、このようなことのないよう 適正な事務の執行に努めます。

# (財産の不適切な管理について)

監査対象機関名	岸和田子ども家庭センター	
監査実施年月日 平成22年11月1日から同年12月28日ま		で
	監査の結果	措置の状況
する手続がなされていた る手続を怠っているもの	を調査したところ、行政財産の使用に関 ないものや、行政財産の使用料徴収に係 の、光熱水費の負担を求めていないもの 理に不適切なものがあった。	行政財産の使用に関する手続については、財産活用課と協議を行い、 平成23年度から、大阪府公有財産規則(昭和43年大阪府規則第30 号)及び「委託契約に基づいて使用する室等に関する行政財産使用許可 の取扱いについて(通知)」(平成23年3月22日付け財活第2557号) に基づき、障がい児等療育支援事業の委託契約書に使用箇所、面積、利 用条件及び使用料の取扱いについて詳細に記載し、利用状況を明らかに することで、同規則第25条の許可をし、許可書の交付を行ったものと みなしました。 また、光熱水費につきましては、別途、委託先の社会福祉法人との間 で協定書を締結し、実費を請求いたしました。 今後、財産管理事務の執行に当たっては、このようなことのないよう 適正な事務の執行に努めます。

# (財産及び物品の不適切な管理について)

監査対象機関名	池田子ども家庭センター	
監査実施年月日	平成22年11月16日	
	監査の結果	措置の状況
物品の貸与に関する手がいるの使用料徴収に	を調査したところ、行政財産の使用及び 読がなされていないものや、行政財産及 系る手続を怠っているもの、光熱水費の のがあるなど、財産及び物品の管理に不	行政財産の使用に関する手続については、財産活用課と協議を行い、 平成23年度から、大阪府公有財産規則(昭和43年大阪府規則第30号)及び「委託契約に基づいて使用する室等に関する行政財産使用許可の取扱いについて(通知)」(平成23年3月22日付け財活第2557号)に基づき、障がい児等療育支援事業の委託契約書に使用箇所、面積、利用条件及び使用料の取扱いについて詳細に記載し、利用状況を明らかにすることで、同規則第25条の許可をし、許可書の交付を行ったものと

みなしました。

また、光熱水費につきましては、別途、委託先の社会福祉法人との間で協定書を締結し、実費を請求いたしました。

さらに、物品につきましても財務規則及び同規則の運用通知に基づき、当該法人と貸付契約を締結いたしました。

今後、財産管理事務の執行に当たっては、このようなことのないよう 適正な事務の執行に努めます。

# (財産及び物品の不適切な管理について)

監査対象機関名	東大阪子ども家庭センター
監査実施年月日	平成23年1月18日

#### 監査の結果

行政財産の使用手続を調査したところ、行政財産の使用及び物品の貸与に関する手続がなされていないものや、行政財産及び物品の使用料徴収に係る手続を怠っているもの、光熱水費の負担を求めていないものがあるなど、財産及び物品の管理に不適切なものがあった。

#### 措置の状況

行政財産の使用に関する手続については、財産活用課と協議を行い、 平成23年度から、大阪府公有財産規則(昭和43年大阪府規則第30号)及び「委託契約に基づいて使用する室等に関する行政財産使用許可の取扱いについて(通知)」(平成23年3月22日付け財活第2557号)に基づき、障がい児等療育支援事業の委託契約書に使用箇所、面積、利用条件及び使用料の取扱いについて詳細に記載し、利用状況を明らかにすることで、同規則第25条の許可をし、許可書の交付を行ったものとみなしました。

また、光熱水費につきましては、別途、委託先の社会福祉法人との間で協定書を締結し、実費を請求いたしました。

さらに、物品につきましても財務規則及び同規則の運用通知に基づき、当該法人と貸付契約を締結いたしました。

今後、財産管理事務の執行に当たっては、このようなことのないよう 適正な事務の執行に努めます。

#### (財産及び物品の不適切な管理について)

監査対象機関名	富田林子ども家庭センター
監査実施年月日	平成22年11月1日から同年12月28日まで

## 監査の結果

行政財産の使用手続を調査したところ、行政財産の使用及び物品の貸与に関する手続がなされていないものや、行政財産及び物品の使用料徴収に係る手続を怠っているもの、光熱水費の負担を求めていないものがあるなど、財産及び物品の管理に不適切なものがあった。

## 措置の状況

行政財産の使用に関する手続については、財産活用課と協議を行い、 平成23年度から、大阪府公有財産規則(昭和43年大阪府規則第30号)及び「委託契約に基づいて使用する室等に関する行政財産使用許可の取扱いについて(通知)」(平成23年3月22日付け財活第2557号)に基づき、障がい児等療育支援事業の委託契約書に使用箇所、面積、利用条件及び使用料の取扱いについて詳細に記載し、利用状況を明らかにすることで、同規則第25条の許可をし、許可書の交付を行ったものとみなしました。

また、光熱水費につきましては、別途、委託先の社会福祉法人との間で協定書を締結し、実費を請求いたしました。

さらに、物品につきましても財務規則及び同規則の運用通知に基づき、当該法人と貸付契約を締結いたしました。

今後、財産管理事務の執行に当たっては、このようなことのないよう 適正な事務の執行に努めます。

## 3 指示事項に対する措置

(契約金額の検証手続について)

監査対象機関名	総務部(庁舎管理課)	
監査実施年月日 平成23年6月21日から同年8月5日まて		C C
監査の結果		措置の状況
確認することができない。先方から入手した見積書について は、業務毎の詳細な内訳明細を要求し、保守点検業務毎の価格 の妥当性を検証するなど、契約金額の検証手続きを精緻化すべ		咲洲庁舎エレベータ設備保守点検委託業務については、「参加意思確認方式」により公募した結果、建設時に設置されたメーカー(4社:A社、B社、C社、D社)と契約したものです。 契約予定金額については、業務積算基準に基づき適正に設定しているところですが、特にB社の当該追加分に係るエスカレータは、42メートルという長さを有する他に類を見ないものであることから、業務
また、エレベータ保守点検業務は、現在契約している4社の		毎の内訳明細を取り寄せ、客観的な検証を行いました。この検証結果

契約金額を比較考量した検証も含めて、十分に検証手続きを実施するよう検討されたい。

された者との公平性の観点からは、同じ採点基準で採点したうえで採用を決定する等、客観的な採用の根拠もしくは判断基準

から、契約金額が妥当であると判断しました。

また、4社の契約金額を比較考量するため、B社だけでなくA社、C社、D社の業務毎の内訳明細を取り寄せ、B社の契約金額の妥当性について検証した結果、他社との比較から、B社の保守点検費用が妥当であると判断しました。

今後とも咲洲庁舎の昇降機等は超高層ビルでの特殊な設備であることを考慮し、このような検証を実施することとします。

## (非常勤職員の公募制について)

	(作用到職員の公券前について)		
	監査対象機関名総務部(財政課)		
	監査実施年月日 平成23年6月21日から同年8月5日まで		で
	監査の結果		措置の状況
非常勤職員の採用手続について確認したところ、公募による 応募者を不合格としたうえで公募によらない採用していた。こ れについて、決裁等を閲覧した限りでは、公募によらず採用し た者に係る面接記録等の書類は確認できなかった。 非常勤職員は公募制による採用が原則であることから、その		うえで公募によらない採用していた。こ 閲覧した限りでは、公募によらず採用し の書類は確認できなかった。 こよる採用が原則であることから、その	今後、非常勤職員の新規雇用については、原則公募としている趣旨を十分踏まえ、雇用事務にあたります。 また、例外的に非公募による雇用を行う場合にあっても、(1) その理由を雇用伺の決裁において明確にするとともに、(2) 対象者には公募時と同様の面接を実施の上、同一の判定基準で評定票を作成し、雇
方法によらない場合には、適切な採用手続を担保し、不採用と		は、適切な採用手続を担保し、不採用と	用の判断を行います。

# (債権回収・整理計画について)

等を示すべきである。

監査対象機関名	総務部(税務室税政課)	
監査実施年月日 平成23年6月21日から同年8月5日まで		
監査の結果		措置の状況
現在、債権回収・整理計画上の回収対象債権には、徴収猶予		大阪府の債権は、府民の貴重な財産であり基本的に回収すべきもの
や破産手続中など個別に回収可能性を検討すべきものが含まれ		です。このため、徴収猶予や破産手続中のものなど回収の方向性が未
ている。府民にわかりやすく説明する観点から、債権の実情に		確定なものについては、基本的に回収可能債権に分類しています。

応じた記載方法について検討されたい。

これらの債権は、回収の可能性が確定次第、10月末の進捗状況及び 5月末の目標達成状況において、順次計画に反映を行うこととしています。

今回の指示事項を踏まえ、府民に計画の状況をよりわかりやすく説明を行うため、これらの債権が含まれていることについては、平成24年度当初計画より備考欄に記載するようにします。

#### (債権回収・整理計画について)

監査対象機関名	総務部(契約局総務委託物品課·建設工事課)

監査実施年月日 平成23年6月21日から同年8月5日まで

#### 監査の結果

平成22年度の債権回収・整理計画について、回収対象債権に整理対象債権とすべきものが含まれているにもかかわらず、すべて回収対象債権とし、その目標回収率を100%としていた。

大阪府の新公会計制度においては、債権回収・整理計画の債権分類に基づき、引当金の算定がされることから、正確な債権分類ができるよう留意が必要である。計画策定時点において、十分な調査を行って債権の状況を正確に把握し、回収対象債権と整理対象債権を明確に区分し、目標回収額を適正に設定されたい。

#### 措置の状況

平成22年6月1日現在の計画では、債権額29,104千円の100%を回収目標としていましたが、平成23年6月1日現在の計画改訂時に整理対象債権と回収対象債権を下記のとおり明確に区分しました。

		目標額	目標率
整理対象債権(建設工事)	15, 267 千円	15, 267 千円	100%
回収対象債権(建設工事)	1,904 千円	0千円	0%
回収対象債権(委託物品)	282 千円	141 千円	50%
計	17, 453 千円	15, 408 千円	88.3%

※ 回収対象債権(建設工事)については、会社更生法に基づく更生認可された案件であり、弁済開始が平成25年度からとなっているため、平成23年度の計画では目標額0千円、目標率0%としている。

また、その後不納欠損処理を進め、平成23年10月1日現在では債権額は、7件3,281千円まで縮減しています。今後も十分な調査を行って債権の状況を正確に把握し適正な債権回収に努めます。

## (検査手続に係る内部統制について)

監査対象機関名総務部(契約局建設工事課)

監査実施年月日 平成23年6月21日から同年8月5日まで		C
監査の結果		措置の状況
工事検査の際のチェックリストは保存されておらず、また、 検査後の不具合が生じた際の経緯がわかる書類は残されていない。内部統制上、検査員が実施した検査の結果であるチェック リストは検査調書として保管し、また、引渡し後の不具合により、請負業者と協議するような場合には、正確性を期すため書面を作成するなど、適切な検査が実施されているかの証跡を残すよう改めるべきである。		平成18年9月29日に大阪府財務規則が改正され、同規則第69条第4項で定めている検査調書の様式(様式第36号)が「検査内容の欄には、後日、どのような検査をしたか確認できるよう(略)チェックリスト等を用いて検査をした場合は、これらを添付すること」と改正されました。しかし財務規則改正の趣旨が局内において徹底されず、平成16年3月30日付け財政課長通知によって、チェックリストは任意の個人的な資料であり、添付は必要でないとする従前の運用を継続していたところであります。今回の指摘を受け、平成23年10月1日に大阪府総務部契約局建設工事検査要領を改正し、検査記録書(チェックリスト)の様式を定め、同日より検査において、検査調書の一部として復命させることとしました(5年間保存)。 なお、指定検査についても、周知・研修期間を踏まえ、平成23年11月1日から同様の取扱いを実施することとしています。